

○試験における不正行為者処分規則

(1983年6月29日大学協議会承認)

- 第1条 この規則は、不正な手段を用いて受験した学生(以下「不正行為者」という)の処分を定めたものである。
- 第2条 不正行為者の処分は、不正行為者が所属する学部の教授会の議決を経て学長が行う。
- 2 当該学部教授会において処分原案承認の議決が得られなかった場合及び議決された処分が学部間で著しく異なる場合には、学部長会の議を経て学長が処分を決定する。
- 第3条 不正行為者の処分内容は、学則に基づく懲戒処分(訓告、停学、退学)とするほか不正行為を行った授業科目、当該授業科目を含む数科目または全授業科目の履修届を無効とする。
- 第4条 不正行為者の氏名及び処分は学内に掲示し、本人及び保証人へ通知する。
- 第5条 不正行為者の処分に関する事務取り扱いは、学生課が行う。
- 第6条 この規則の施行細則は、学生部委員会の議を経て学長が定める。

附 則

- 1 この規則の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。
- 2 この規則は、1983年6月29日から施行する。